

府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則
の規定に係る市長が別に定める事項

(必要と認める図書)

第1 府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年府中市規則第25号。以下「細則」という。）第3条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第八条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に併せて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第六条の二第三項又は第四項の書類を提出した場合は、第一号から第三号までに掲げるものの提出は不要とする。

- (1) 品確法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、登録住宅型式性能認定等機関が交付した型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは

計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）

- (4) 既存住宅の増築、改築における認定申請にあつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）第2条に定める設計内容説明書については、次に掲げる建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が作成して、氏名を記載し、かつ、当該長期優良住宅建築等計画の建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合していることを次に掲げる建築士が確認して、その旨を記載し、氏名を記載したもの

ア 当該長期優良住宅建築等計画に、建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物が含まれる場合においては、同法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

イ 当該長期優良住宅建築等計画に、建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物以外で同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物が含まれる場合においては、一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）

ウ ア又はイ以外の場合においては、一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士

- (5) 既存住宅の増築、改築における認定申請にあつて、規則第2条に定める状況調査書については、前号アからウまでに掲げる建築士のうち建築物の劣化事象等の状況の調査に係る能力を有する者が作成し、氏名を記載したもの

（不要と認める図書）

第2 細則第3条第2項の市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる各図書における明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

- (1) 前第1号の住宅型式性能認定書の写しを添えた認定申請にあつては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書におい

て、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- (2) 前第2号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた認定申請にあっては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮に係る事項の基準）

第3 細則第4条の市長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定申請等に係る住宅の敷地の所在地において都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）が定められている場合には、当該地区計画等（ただし、当該地区計画等に同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域における建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、府中市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年府中市条例第16号）に規定する建築物に関する制限以外の項目に限る。））に適合していること。
- (2) 申請建築物が景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項に規定する届出を行う建築物又は地域まちづくり条例（平成15年府中市条例第18号。以下、「地域まちづくり条例」という。）第17条第1項に規定する開発事業に係る建築物（地域まちづくり条例第17条第1項第1号に規定する開発行為においては当該開発区域内の建築物）の場合には、景観法第8条第1項に規定する景観計画（以下、「景観計画」という。）中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。
- (3) 申請建築物が、地域まちづくり条例第9条の3、第17条第1項及び第17条の2第1項に規定する基準に適合していること。
- (4) 認定申請対象住宅が次の区域外であること。ただし、区域内であっても、都市計画法第12条第1項第4号の規定による市街地再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅及び都市計画法第12条第1項第1号の規定による区画整理事業の施行区域内の除却が不要な住宅のよ

うに、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りでない。

ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

- 2 前項の基準に適合していることを確認するため、申請者は、地区計画等)、景観計画及び府中市地域まちづくり条例があり、それに適合することを示す書類を有する場合はその写しを、法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に併せて、市長に提出することとする。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることについての基準等)

第4 細則第5条の市長が別に定める基準は、認定申請対象住宅が次の区域外であることとする。ただし、区域の解除が確実と見込まれる場合等は除く。

- (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域

- 2 前項の基準に適合していることを確認するため、申請者は、法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第8条の規定による認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に併せて、次に掲げる図書を知事に提出することとする。

- (1) 市長が必要と認める場合は申請建築物が当該区域内に存しないことを証する書類
- (2) 区域の解除が確実と見込まれる場合等はそれを証する書類

(施行期日)

これらの事項は、府中市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の施行の日から施行する。

(付 則)

これらの事項は、令和4年2月20日から施行する。